

令和5年度安全装置等導入助成事業要領

令和5年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）が安全装置等を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる装置

次の（１）～（５）の条件を満たす装置とする。

- （１） 別紙「対象装置一覧表（後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹き込み式アルコールインターロック・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）」に記載された装置（協会のホームページで確認のこと）及び車両総重量8t以上の事業用貨物自動車（大型車）用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）。
- （２） 助成の対象となる取得価格には装置本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。
- （３） 会員が、令和5年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和6年2月29日までの間に事業用貨物自動車又は事業所に新たに導入した装置（中古品・レンタル品を除く。）。
- （４） 国からの補助金が交付されていない装置。
- （５） 下表「5 装置ごとの助成条件及び助成金額」に記載された装置ごとの助成条件を満たしている装置。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和5年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会員の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15台を上限）とし、トルク・レンチについては、車両総重量8t以上の事業用貨物自動車を保有する事業所に1台とする。

5 装置ごとの助成条件及び助成金額

装置の種類	助成条件	助成金額 (上限額)
後方視野確認支援装置	モニター＋後方カメラを同時導入した場合であること	40,000円
側方視野確認支援装置	車両総重量7.5t以上の事業用貨物自動車にモニター＋左側方カメラを同時導入した場合であること	40,000円
	車両総重量7.5t以上の事業用貨物自動車の後方視野確認支援装置導入済み車両に左側方カメラを単体で後付け装着した場合であること	40,000円
後方及び側方視野確認支援装置の同時導入	モニター＋後方カメラ＋左側方カメラを同時導入した場合であること	50,000円
呼気吹き込み式アルコールインターロック装置	—	40,000円

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	助成対象者が、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）であること	40,000円
トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）	ア 「600N・m」以上の締め付け能力を有すること（締め付け能力の確認はカタログ等で行う） イ 車両総重量8t以上の事業用貨物自動車（大型車）を保有する事業所であること	70,000円

※トルク・レンチを除く装置の取得価格が助成金額の40,000円を下回る場合（後方及び側方視野確認支援装置の同時購入の場合は50,000円）はその取得価格を助成金額とし、トルク・レンチについては、取得価格の2分の1の額（小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨て）を助成金額とする。

6 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 16,100,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和5年度各種機器（装置等）導入事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送・持参等により提出する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 装置の処分制限

装置導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

導入方法は「装置購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。